

## 日本水道協会材質試験所承認に関する規則

昭和63年 2月25日制定

平成30年 3月30日改正

### (目 的)

第1条 この規則は、日本水道協会（以下、本協会という。）が、日本水道協会水道用品検査通則第3条第2項に定める試験所（以下、材質試験所という。）の承認について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (要 件)

第2条 材質試験所は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公益または相互扶助を目的とする法人であること。
- (2) 材質試験設備が整っていること。
- (3) 材質試験設備の維持管理が適正に行われていること。
- (4) 材質試験責任者が定められていること。

### (申 請)

第3条 材質試験所の承認を受けようとする試験所は、材質試験所承認申請書（第1号様式）に、添付書類及び申請手数料を添えて申請しなければならない。

### (調 査)

第4条 承認申請があったときは、第2条に定める要件について実地に調査を行う。

### (通 知)

第5条 申請者の審査及び調査によって材質試験所として承認したときは、申請者に材質試験所承認通知書（第2号様式）を交付する。

### (変更届)

第6条 承認を受けた材質試験所は、次に掲げる事項について変更があったときは、必要な書類を添え、直ちに届け出なければならない。

- (1) 法人の名称、所在地等の変更
- (2) 材質試験設備の変更

- (3) 材質試験責任者の変更
- (4) 材質試験の休止及び廃止

(確認)

第7条 本協会は、承認した材質試験所について承認後1年を経過するごとに、第2条各号に定める事項について調査を行うものとする。

(承認取消)

第8条 次に掲げる各号の一に該当するときは、承認を取り消す。

- (1) 第6条の届け出を怠ったとき。
- (2) 材質試験を公正かつ確実に実施していないとき。

(手数料)

第9条 材質試験承認申請料は、20,000円とする。

(その他)

第10条 この規則の施行について疑義の生じたときは、本会検査部長の指示による。

付 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

(第1号様式)

日本水道協会材質試験所承認申請書

年 月 日

公益社団法人日本水道協会

理 事 長 様

(申請者)

---

日本水道協会材質試験所承認に関する規則第3条に基づき、下記のとおり材質試験所として承認されたく申請します。

記

1. 名 称
2. 所 在 地
3. 代表者の職氏名
4. 材質試験責任者名

- 
1. 材質試験所の経歴書
  2. 材質試験所の組織
  3. 材質試験設備

(第2号様式)

日本水道協会材質試験所承認通知書

年 月 日

様

公益社団法人 日本水道協会理事長

○ ○ ○ ○

申請によって、日本水道協会水道用品検査通則第3条第2項に定める材質試験所として下記のとおり承認したので通知する。

記

名 称

所 在 地

代表者職氏名

承認年月日

## 材質試験所承認申請書添付書類作成について（参考）

### 1. 材質試験所の経歴書

材質試験所の目的，名称，代表者職氏名，主たる事務所の所在地，事業内容，及び実績が記載されているもの。

### 2. 材質試験所の組織

材質試験所全体の構成が分かり，材質試験担当部門が明記され，材質試験責任者及び連絡方法が記載されているもの。

### 3. 材質試験設備

材質試験設備の名称，形式，容量，数等を一連表にしたもの。

### 4. 申請書及び添付書類は，正副2部を作成すること。

